

年金額回復の具体的事例

○ 平成22年4月5日から10日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	72歳	男	619,800円	685,800円	1,305,600円	回復前の厚生年金加入期間29月に147月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(氏名のフリガナが一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に氏名のフリガナの相違について確認のうえ記録を統合した。	約1,460万円
2	91歳	女	591,800円	404,100円	995,900円	回復前の厚生年金加入期間92月に133月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の期間が判明し、記録を統合した。	約1,830万円
3	80歳	女	590,900円	1,473,800円	2,064,700円	回復前の厚生年金加入期間233月に110月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間、旧姓情報により調査したところ、オンライン記録では確認ができないため、被保険者名簿により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,680万円
4	77歳	男	550,200円	754,700円	1,304,900円	回復前の厚生年金加入期間42月に97月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が相談窓口に持参され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の期間が判明し、記録を統合した。	約1,290万円
5	80歳	女	527,300円	792,100円	1,319,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に118月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が相談窓口に持参され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,500万円
6	79歳	女	516,100円	900,300円	1,416,400円	回復前の厚生年金加入期間183月に110月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申し出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,470万円
7	76歳	女	504,600円	696,900円	1,201,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に112月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれや誤りなし」と回答されたご本人から「もれがあった」との申出が郵送され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出の会社名での記録は確認できなかったが、申出とは別の会社名での厚生年金の記録が判明し、ご本人に判明した別の会社名及び勤務期間について確認したところ、会社名及び勤務期間が一致したことから、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,440万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
8	83歳	女	503,900円	778,900円	1,282,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に112月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が相談窓口を持参され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,440万円
9	84歳	男	497,100円	2,326,100円	2,823,200円	回復前の厚生年金加入期間349月に81月を追加。	「受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)」をご本人が持参し「もれている会社がある」と相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(期間の一部相違、名の読み仮名相違)する厚生年金の記録が判明し、本人に確認のうえ記録を統合した。	約1,190万円
10	85歳	男	479,800円	2,412,800円	2,892,600円	回復前の厚生年金加入期間474月のうち143月の標準報酬月額を補正。	○「受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)」をご本人が持参され、相談窓口にて「標準報酬月額を確認して欲しい」との申出があり、オンライン記録と台帳等を調査をしたところ、143月の標準報酬月額が台帳の月額より低い月額でオンライン記録に収録されていることが判明し、正しい標準報酬月額に記録を補正した。	約1,190万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	3件 (事例 2、4、5)
ねんきん特別便(全員便)	4件 (事例 1、3、7、8)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	1件 (事例 6)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	2件 (事例 9、10)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	
	1件 (事例 2)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)